

手数料改定のお知らせ

貴金属製品品位証明手数料につきまして、令和元年10月1日返却分(宅配は発送分)から、消費税相当分を8%から10%として下表のとおり、改定させていただくこととなりましたので、お知らせいたします。

貴金属製品品位証明手数料(令和元年10月1日返却分から)

品位証明手数料は、貴金属製品の区分及び依頼個数並びに品目に応じ、次の表に掲げる金額又は計算式により算出した金額とします。

(単位:円)

区分	品目 依頼個数	指輪、ネックレス、ネクタイ止め、カフス釦、バッチ、ブローチ、イヤリング、時計側、その他1個(コンビ製品は2個)の部品で作られているもの	盃、バックル、眼鏡枠、鎖、猪口、その他2個(コンビ製品は3個又は5個)の部品で作られているもの	茶釜、茶瓶、トロフィ、盾、その他3個以上(コンビ製品は6個以上)の部品で作られているもの
白金製品	1～10	3,430	6,220	9,090
	11～30	343×依頼個数	622×依頼個数	909×依頼個数
	31～60	10,290+ 309×(依頼個数-30)	18,660+ 560×(依頼個数-30)	27,270+ 818×(依頼個数-30)
	61～	19,560+ 274×(依頼個数-60)	35,460+ 498×(依頼個数-60)	51,810+ 727×(依頼個数-60)
金製品	1～10	1,500	2,280	3,430
	11～30	150×依頼個数	228×依頼個数	343×依頼個数
	31～60	4,500+ 135×(依頼個数-30)	6,840+ 205×(依頼個数-30)	10,290+ 309×(依頼個数-30)
	61～	8,550+ 120×(依頼個数-60)	12,990+ 182×(依頼個数-60)	19,560+ 274×(依頼個数-60)
銀製品	1～10	780	1,580	2,280
	11～200	78×依頼個数	158×依頼個数	228×依頼個数
	201～400	15,600+ 70×(依頼個数-200)	31,600+ 142×(依頼個数-200)	45,600+ 205×(依頼個数-200)
	401～	29,600+ 62×(依頼個数-400)	60,000+ 126×(依頼個数-400)	86,600+ 182×(依頼個数-400)
コンビ製品 (白金及び金を接合した製品をいう。)	1～10	4,300	7,300	10,730
	11～30	430×依頼個数	730×依頼個数	1,073×依頼個数
	31～60	12,900+ 387×(依頼個数-30)	21,900+ 657×(依頼個数-30)	32,190+ 966×(依頼個数-30)
	61～	24,510+ 344×(依頼個数-60)	41,610+ 584×(依頼個数-60)	61,170+ 858×(依頼個数-60)

- 備考 1. 上記手数料には、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税に相当する金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税に相当する金額を含みます。
2. 種類又は品位を異にする貴金属を接合した貴金属製品(コンビ製品を除く。)の場合は、種類又は品位を異にする部分ごとに、それぞれ上記の区分による製品を1個とみなします。
3. 品位試験分析手数料(品位試験の結果、不合格となった貴金属製品を返還する場合の手数をいう。)は、以上により算出した手数料に100分の80を乗じて得た額(1円未満の端数は切り捨てる。)とします。